

中国税務速報

2021年3月16日

1. 財政部 税関総署「海南自由貿易港の自家用生産設備のゼロ関税政策に関する通知」

「海南自由貿易港建設に関する全体方案」を実施するため、中国財政部税関総署国家税務総局は2021年2月24日に海南自由貿易港の自家用生産設備に係る「ゼロ関税」政策に関する通知を公布しました。

通知によれば、海南島の離島免税制度の前に、海南自由貿易港で登録され、独立法人資格を持つ企業に対して、関連法律規定により免税とされない物品や輸入が禁止されている物品、あるいは「海南自由貿易港の自家用生産設備『ゼロ関税』ネガティブリスト」に記載された生産設備を除き、関税、輸入増値税ならびに消費税が免税されることを明確にしました。

本通知は公布日から実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5162053/content.html>

2. 国家公文書局等 4 部門 増値税電子発票の清算、記帳ならびにアーカイブの電子化推進に関する通知

「税務総局等 13 部門の納税の利便化推進及び納税環境の改善等に関する通知」を実現するべく、増値税電子発票の適用及び普及を推進し、また企業の取引コストを低減させることを目的として、国家公文書局、財政部、商務部、国家税務総局の 4 部門は合同で、2021年2月22日に「増値税電子発票の精算、記帳、ならびにアーカイブの電子化推進に関する通知」を公布しました。

通知では、検証試験に関し以下の 3 点を明確にしました。

- ◇ 増値税電子発票の集計、精算、記帳、アーカイブの電子化を実現する
- ◇ 3ヶ月間の財務データを収集し、増値税電子発票の集計、精算、記帳、アーカイブの電子化方法を検証し、採用した管理技術の実現を可能とする
- ◇ 2021年10月末までに検証試験を完了させ、総括を行う

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5161674/content.html>

3. 国家税務総局 新メディア・プラットフォームによる減税政策実施の推進

国家税務総局税収宣伝センターは2021年3月8日に「国家税務総局の新メディア・プラットフォームによる減税政策実施の推進」に関する情報を公布し（以下、「本情報」と略称します）、テキストや画像等と合わせて税務総局の減税政策を説明しています。本情報の概要は以下のとおりです。

- ◇ 規範化管理 —— ウェブサイト等の新しいメディアを用いた政策の理解に資するプラットフォームの構築
- ◇ 多様な公布 —— 優遇税制政策等のタイムリーな通知
- ◇ 全面的な解説 —— 的確な政策説明
- ◇ 対話型コミュニケーション —— 一般公衆からの意見の聴取ルートの開通
- ◇ 統合管理 —— 非接触サービスの最適化の推進

http://www.gov.cn/xinwen/2021-02/07/content_5585581.html

4. 北京冬季オリンピック・パラリンピックと税務

北京冬季オリンピック・パラリンピック（以下、「冬季オリンピック等」と略称します）の準備作業が正念場を迎えています。冬季オリンピック等に向けて、北京・河北両地の税務部門は省を跨ぐ税収に関する連携メカニズムを構築するべく、「税収協力協議書」を締結しました。両地の税務部門は、政策研究、徴収管理サービス、環境の最適化などをめぐって6つの税金徴収管理サービスを展開し、冬季オリンピック分野で操業または移転する企業に対し便利で効率的なサービスを提供します。

このほか、北京市税務局は北京市財政局及び北京税関と連携し、「2022年冬季オリンピック・パラリンピックの税務政策と運営手順」を策定し、「2022年冬季オリンピック・パラリンピックの減税統計計画」を策定しました。また北京市税務局はオリンピック関連企業16社について、およそ7,800万円の増徴税を減免する等、冬季オリンピック等の会場や支援施設の建設を強力にサポートしています。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810219/n810780/c5161475/content.html>

5. 財政部 人事社会保障部 自然資源部 省を跨ぐ政府サービスに関する政府非課税収入の徴収管理に関する通知

国務院弁公庁が公布した「省を跨ぐ政府サービスに関する政府非課税収入の徴収管理に関する通知」（国弁発〔2020〕35号）の関連規定を実行し、省を跨いだ政府非課税収入の納付を促進するため、財政部をはじめとする各省庁は、省を跨ぐ政府サービスに関する政府非課税収入の徴収管理について、2021年2月19日に通知を発表しました。

通知では、徴収管理の規範化を明確にしています。これには、法律に従った非課税の政府収入の徴収と、徴収方法の規範化が含まれます。また通知では、各地の各レベルの関連省庁に対し、省を跨ぐスルー運用する際の、非課税収入明細書の作成、請求基準、請求根拠、支払方法などを明らかにするよう要求しています。また各地の各レベルの関連省庁が、規定に従って非課税収入を徴収する際、郵便料金などを除く追加料金を請求しないことを求めています。

http://gks.mof.gov.cn/gongzuodongtai/202103/t20210305_3666240.htm